

# 韓国のスポーツ基本法に関する一考察

## A Study on the Korean Sports Basic Law

広島国際大学健康スポーツ学部 金 炫勇  
広島国際大学健康スポーツ学部 森川 貞夫  
広島国際大学健康スポーツ学部 市川 裕代

Abstract: This study aims to compare the Korean Sports Basic Law and the Japanese Sports Basic Law. The results are summarized as follows: In December 1999, the Korean Association of Sports Law argued the necessity of the Sports Basic Law while advocating the establishment of a sports legal system. After that, through the researches on foreign Sports Basic Laws and the proposals by members of Parliament, the Korean Sports Basic Law was enacted on August 10, 2021 by integrating and adjusting the two Sports Basic Laws (Lee Yong's the Sports Basic Law of *People Power Party* and Park Jong's the Sports Basic Law of *The Minjoo Party of Korea*). And it has been in effect since February 11, 2022. In addition, sports rights are stipulated as the basic rights of the people in Korean Sports Basic Law. This is not seen in sports-related laws in South Korea, and can be interpreted as the advancement of Korean sports laws. As far as the Korean Sports Basic Law is concerned, Korean sports are moving away from the elite sports and win at all costs, and aiming for sports that everyone can enjoy freely and equally. Sports policy in South Korea had been used as a means to maintain and publicize a specific government. Therefore, the reform will of all people engaged in sports including the national and local governments is required in order to realize the goal of Korean Sports Basic Law.

要約：本稿の目的は、韓国のスポーツ基本法を考察することである。その結果をまとめると次のとおりである。韓国におけるスポーツ基本法は、1999年12月韓国スポーツ法学会がスポーツ法体系の整備を主張しながらスポーツ基本法の必要性を主張したのが嚆矢であった。その後、20年にわたるスポーツ基本法に関する研究や国会議員による発議などを経て、2021年8月10日、二つのスポーツ基本法案（国民の力党所属の李鏞議員が代表発議したスポーツ基本法案と共に民主党所属の朴釘議員が代表発議したスポーツ基本法案）を統合・調整した「スポーツ基本法」が制定され、2022年2月11日から施行されていた。韓国のスポーツ基本法ではスポーツ権が国民の基本権として規定されていた。これは従来の韓国におけるスポーツ関連法では見られなかったものであり、韓国のスポーツ法の先進性がうかがえる。また、韓国のスポーツ基本法を見る限り、いま韓国のスポーツは勝利至上主義やエリート体育を止揚し、全ての国民がスポーツを享受するスポーツを志向しており、大きな転換期を迎えている。しかしながら、

韓国のスポーツ政策は特定政権を維持・広報する手段として用いられてきた側面があり、今後スポーツ基本法を実現するためには国家及び地方自治団体をはじめ、スポーツに従事する全ての人々の意識改革が求められる。

キーワード：韓国のスポーツ基本法（Korean Sports Basic Law）、国民体育振興法（National Sports Promotion Act）、スポーツ政策の特徴（The characteristic of Korean sports policy）

## 1. はじめに

いま社会におけるスポーツの役割は拡大しつつあり、スポーツ政策の比重もそれなりに大きくなりつつある。とりわけ韓国ではスポーツ関連法もかなり増えつつある<sup>1)</sup>。スポーツ関連法のうち、国家法としてのスポーツ基本法<sup>2)</sup>は、すべてのスポーツ関連法を総括する母法としての性格をもっており、スポーツ政策の安定的な推進を図るために必要不可欠な法律である。韓国では、1999年12月韓国スポーツ法学会によってはじめてスポーツ基本法の必要性が示されたが、実現には至らず、約20年間、学者らによる海外のスポーツ基本法に関する研究や議員による発議の末、2021年8月10日、スポーツ基本法（法律第18380号）が制定された。そして、韓国のスポーツ基本法は2022年2月11日から施行されたが、日本のスポーツ基本法は2011年に公布・施行されており、韓国のスポーツ基本法は10年ほど遅れを取った形である。日本のスポーツ関連法は時代の要請を取り入れながら漸次改訂されている。韓国のスポーツ基本法は、今後日本のスポーツ関連法を考えるうえで、多くの示唆を与えるに違いない。

日本における海外のスポーツ政策や法体系に関する研究は多くみられるが、韓国のスポーツ事情・政策等についてもスポーツ庁の資料としてかなりくわしく紹介されている<sup>3)</sup>。しかし、韓国のスポーツ基本法に関する研究は今のところ（2022年9月30日現在）管見する限り見ることができないし、かつ韓国のスポーツ基本法の日本語訳も見ることができない。

そこで、本稿の目的は韓国のスポーツ基本法を日本のスポーツ基本法と比較しながら考察することである。研究の手順としては、まず、2011年に公布された日本のスポーツ基本法を概略する。ここでは日本のスポーツ基本法制定過程とその特徴、さらに日本のスポーツ基本法の構成及び主な内容を韓国のスポーツ基本法と比較するための若干の考察を行う。次に、2021年に制定された韓国のスポーツ基本法を考察する。ここでは韓国のスポーツ基本法の日本語訳を試みたあと、韓国のスポーツ政策の特徴を概略するとともに韓国のスポーツ基本法の構成及び内容を検討する。最後に、以上の考察より今後の課題について述べる。

## 2. 日本のスポーツ基本法

## 2.1. スポーツ基本法の制定と若干の特徴

日本のスポーツ基本法についての詳細な紹介・解説は、日本スポーツ法学会編『詳解スポーツ基本法』（成文堂、2011年12月）に譲るが、スポーツ基本法の制定背景について文部科学省は「スポーツ基本法—スポーツの力で、日本を元気に」で以下のように記している。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法は、我が国のスポーツの発展に大きく貢献してきました。制定から50年が経過し。スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツをめぐる状況は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、スポーツの推進のための基本的な法律として、議員立法により「スポーツ基本法」が成立しました<sup>4)</sup>。

また、スポーツ法学の専門家である齋藤は、1961年に制定されたスポーツ振興法と対比する形でスポーツ基本法を「4つの変革」と捉え、次のように述べている。

第1に、スポーツ基本法の前文及び第2条は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利」であることを示し、いわゆるスポーツ権としてこれまで学会等で議論されてきた権利の存在を確認し、さらにスポーツに関する基本理念を定めた。このことは（中略）スポーツ権を制度的実質的に保障していくことの方向性が示されたとみなすことができる。第2に、スポーツ基本法は、障害者スポーツ、プロスポーツ、学校における体育、スポーツ産業など、それまでの旧スポーツ振興法で明白に定めなかつた多様なスポーツ活動にまで射程範囲を拡大した。第3に、スポーツ基本法は、第1条で「スポーツ団体の努力等を明らかにすること」を法律の目的として定め、（中略）私的なスポーツ団体についてまで法の射程範囲を拡大した。第4に、スポーツ基本法は、第3章第3節で「競技水準の向上等」について定め、（中略）競技水準の向上に関する施策の実情に即して対応する規定を定めたものと考えられる<sup>5)</sup>。

つまり、日本のスポーツ基本法の特徴は、それまでの国家法の体系とは異なる大きな変革を定めるものであり、日本のスポーツ国家法の歴史においてその制定の意義は大きいと記している<sup>6)</sup>。一方、韓国における研究では、Shon（2014）が日本のスポーツ基本法の経緯について次のように要約している。

日本のスポーツ基本法は、1997年12月20日に日本スポーツ法学会によって出された「スポーツ基本法要綱案」が草案となった。その後、2006年に設置されたスポーツ

振興に関する懇談会「『スポーツ立国』ニッポン～国家戦略としてのトップスポーツ～」において、新スポーツ振興法の制定がはじめて提言された。また、2009年5月の教育再生懇談会「第四次報告」において、スポーツに関する基本法の制定が提言された。そして、同年7月自民党・公明党が自公案「スポーツ基本法案（第171回国会衆第52号）」を提出したが、衆議院解散により廃案となる。その後、2010年5月に民主党スポーツ議員連盟の発足、さらに同年8月に文部科学省「スポーツ立国戦略」において、スポーツ基本法の整備が提言された。翌年5月には超党派スポーツ議員連盟を中心に超党派的にスポーツ基本法を整理し、民主党所属衆議院の奥村展三などの発議でスポーツ振興法を全面改訂する改定案が提出された。そして、2011年6月17日に参議院本会議において全会一致で可決、成立することにより「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改訂された<sup>7)</sup>。

つまり、日本のスポーツ基本法は日本スポーツ法学会によって出された「スポーツ基本法要綱案」が草案となっている。その後、日本のスポーツ基本法は社会とスポーツ環境の変化を取り入れたスポーツ基本法の必要性の要請を受け、文部科学省と超党派スポーツ議員連盟を中心に定められたものである<sup>8)</sup>。

## 2.2. 日本のスポーツ基本法の構成と主な内容

日本のスポーツ基本法の構成は表1のとおりである。日本のスポーツ基本法は前文、総則（第一条～第八条）、スポーツ基本計画等（第九条～第十条）、基本的施策（スポーツの推進のための基礎的条件の整備等、多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備、競技水準の向上等）、スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条～第三十二条）、国の補助等（第三十三条～第三十五条）、そして附則から構成されている。

表1　日本のスポーツ基本法の構成

前文
第一章　総則（第一条～第八条）
第二章　スポーツ基本計画等（第九条～第十条）
第三章　基本的施策
第一節　スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条～第二十条）
第二節　多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条～第二十四条）
第三節　競技水準の向上等（第二十五条～第二十九条）
第四章　スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条～第三十二条）
第五章　国の補助等（第三十三条～第三十五条）
附則

笠原（2012）は、長い前文が日本のスポーツ基本法の特徴であると指摘している<sup>9)</sup>。前文はスポーツ振興法には見られないものであり、その内容はスポーツの価値や意義、そしてスポーツが果たす役割について記している。また、齋藤は日本のスポーツ基本法の特色について以下のようにまとめている。

特に日本のスポーツ基本法は、第2条で、スポーツ権、スポーツを行う者の安全の確保、不当な差別の禁止、スポーツの公正などの基本理念を定め、理念立法としての性格を有していること、第5条で、スポーツ団体の努力として、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進および安全の確保、運営の透明性の確保、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決を定め、行政による施策だけではなく、私的なスポーツ団体の活動をも規律する性格を有していること、第7条で、関係者相互の連携および協働を定め、第30条で、関係行政機関相互の連絡調整を行うスポーツ推進会議を定めるなど、一部で期間間関係を規定していること、第18条で、スポーツ産業の事業者との連携を定め、第28条で、企業によるスポーツへの支援を定めるなど、非営利のアマチュアスポーツを規律するだけではない性格を有していること、第3章第3節などで、競技水準の向上に関する具体的な規定を多く定めていること、第15条で、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決を定め、第29条で、ドーピング防止活動の推進を定めるなど、CAS<sup>10)</sup> や WADA<sup>11)</sup> などとも関係する国際的なスポーツ法および政策の動向と関連する規定があることが、主な特色として指摘できる<sup>12)</sup>。

一方、日本のスポーツ基本法に対する指摘もある。たとえば、高橋ほか（2013）は、第一に、スポーツ基本法はスポーツを手段として捉えており、文化論的な立場に立ってスポーツを推進していない。第二に、日本のスポーツ推進の二元化、つまり文部科学省による推進と厚生労働省による推進という二元化はスポーツ基本法の円滑な推進を妨げる。第三に、スポーツ振興の指針となる計画や構想は都道府県と市町村の間に大きな差がある。よって、スポーツ推進計画を策定する際は、その地域のスポーツ資源や課題を十分把握したうえで、実施可能な計画を策定する必要があると指摘している<sup>13)</sup>。

### 3. 韓国のスポーツ基本法

#### 3.1. 韓国のスポーツ政策の特徴

高橋ほか（2013）は、韓国のスポーツ政策の特徴について、「韓国のスポーツ政策は、政権にある為政者の政治的権力を反映する形で策定・実施されてきたことがわかる。クーデターや大統領選挙で選出された指導者が、スポーツを政治的な手段として用いているといえるだろう」<sup>14)</sup>と指摘している。そして、高橋ほか（2013）は政権別に見る韓国スポーツ政策の特徴を表2のようにまとめている。

表2 政権別に見る韓国スポーツ政策の特徴（1963年～2013年）

・朴正熙政権（1963-79）【国力は体力、エリート基盤育成】：軍事政権 文教政策の中で体育を受け入れた時期の文教部
・全斗煥政権（1980-88）【エリート育成】：軍事政権 ソウルオリンピック開催のための体育部新設
・盧泰愚政権（1988-92）【生活体育振興】：軍事政権 体育・スポーツを青少年関連の事業を統合した体育少年部へ／国民生活体育協議会設立（1991年）
・金泳三政権（1993-97）【公務員ゴルフ排斥】文民政権、民主化 文化を中心とした行政、体育行政の縮小（文化体育部）／（朴正熙政権以来続いていた軍事政権から文民政権へとなつた。）
・金大中政権（1998-2002）【南北スポーツ外交】：グローバル化 観光産業中心の開発、体育の陰が見えない文化観光部 (政府組織内でスポーツを担当する部門の変遷は下記のようになっている。1946年文教部に体育課が新設→1982年体育部の創設→1993年文化体育部の発足→1998年文化観光部→2008年文化体育観光部) 1998年の変更は、1997年の韓国経済危機の影響が少なからずあると思われる。
・盧武鉉政権（2003-08）【生活体育よりも、エリートスポーツ】【スポーツ産業の振興（2007年「スポーツ産業振興法」が制定される）】：參與政府 スポーツ産業を1つの重要な産業として認め、スポーツの営利的面を振興の対象としている。（成果として、市場は大きくなり、雇用も生まれた。プロスポーツの観客も増加し年間500-600万人となった。また、スポーツはビジネスとなるという考えが普及した。市町村レベルにおいてスポーツ大会が実施されるようになり、全国規模の大会には補助金が支給されている。）
・李明博政権（2008-2013）【学校体育支援】：自律と競争主義 小学校では女性教員が多いので、種目別のスポーツ指導資格を持った人が補助に入る。国から288億ウォンの補助金が出され、1300人が活動している（小学校数は全国5000校あり、1校に1人を目標。）中学校高校では、授業の前後の体育教員がクラブ活動を指導しているが、クラブ運営費の補助として総額31億ウォンが国から支給されている。エリートスポーツ選手が勉強もするようにさせる。

※高橋豪仁・菊幸一（2013）スポーツ政策の公共性に関する研究—韓国と中国のスポーツ政策に言及して—、奈良教育大学紀要、第62巻（1号）、pp.124-125をもとに筆者が編集した。

つまり、韓国のスポーツ政策は特定政権を維持・広報する手段として利用されてきた側面がある<sup>15)</sup>。よって、Keeyoung（2008）は、スポーツを享受する国民が主体となり、スポーツ政策と行政が主権者である国民の意思によって行われるスポーツ基本法の制定の必

要性を主張している<sup>16)</sup>。また、Shon (2014) は、日本のスポーツ基本法を考察し、次のような示唆を得ている。第一に、日本のスポーツ基本法は超党派によって制定されたが、韓国は執権党の所属議員らにより発議され共感を得ることに失敗した。よって超党派による合意が必要である。第二に、日本のスポーツ基本法はスポーツ振興法を全面的に改正したものである。韓国も国民体育振興法（日本のスポーツ振興法に相当）を全面的に改正する必要がある。第三に、日本では2011年スポーツ基本法の制定をとおして国民のスポーツ権を法的に確保し、スポーツ政策を推進している。韓国も急いでスポーツ権を確保する必要がある<sup>17)</sup>。

### 3. 2. 韓国のスポーツ基本法をめぐって

韓国におけるスポーツ基本法は1999年12月韓国スポーツ法学会（2007年に韓国スポーツエンターテイメント法学会へと名称変更）がスポーツ法体系の整備を主張しながらスポーツ基本法の必要性を示したのが嚆矢である<sup>18)</sup>。その後、スポーツ法学会（現韓国スポーツエンターテイメント法学会）や国民体育振興公団傘下の韓国スポーツ政策科学院を中心にスポーツ基本法に関する研究が行われた<sup>19)</sup>。たとえば、Keeyoung (2008) は、従来の国民体育振興法の問題点を指摘したあと、日本を含む外国の事例を参考し韓国独自のスポーツ基本法の構成と内容を示している<sup>20)</sup>。また、Chae (2016) は、日本のスポーツ基本法とスポーツ政策に関する一考察をとおして、日本のスポーツ基本法の成果と課題を示し、韓国におけるスポーツ基本法の必要性を主張している<sup>21)</sup>。つまり、スポーツ基本法に関する研究の一部は日本のスポーツ基本法に着目しており、日本のスポーツ基本法から得た知見は韓国のスポーツ基本法の成立に影響を与えている。その後、2010年に国民体育振興公団傘下の体育科学研究院（現韓国スポーツ政策科学院）で体育関連法の先進化法案の一環としてスポーツ基本法が研究され具体的な試案が出された。そして、体育科学研究院をはじめとする研究成果をもとに第19代国会（2012年5月30日～2016年5月29日）と第20代国会（2016年5月30日～2020年5月29日）でスポーツ基本法案が提起された。しかし超党派的な共感が得られず廃棄された<sup>22)</sup>。発議された基本法の名法に関しては2012年11月26日文大成（문대성）議員（元テコンドー金メダリスト、IOC委員）が代表発議した「体育基本法案」以外は、すべて「スポーツ基本法案」という名法で法案として提出された<sup>23)</sup>。その後、2020年10月27日第21代国会で国民の力党所属の李鏞（이용）議員が代表発議したスポーツ基本法案と2021年3月19日に共に民主党所属の朴釘（박정）議員が代表発議したスポーツ基本法案の二つが国会に提出され審議が行われた<sup>24)</sup>。そして2021年8月10日に二つのスポーツ基本法案を統合・調整したスポーツ基本法（法律第18380号）が制定され、2022年2月11日から施行されている<sup>25)</sup>。国会文化体育観光委員会のスポーツ基本法案に対する公聴会資料集<sup>26)</sup>によれば、韓国のスポーツ基本法に深く関わった二人の学者がいる。二人は韓国スポーツ政策科学院首席研究員のソンムンジョン（성문정）と東国大学校法学部教授兼韓国スポーツセンター・ティメント法学会会長のキム

サムギョン（김상겸）である。ソンムンジョン（성문정）は、スポーツ基本法の必要性を次のように述べている。

「国民体育振興法」など、既存の体育関連法令らはすべての人々の普遍的な権利としてのスポーツと身体活動に対する認識がないまま「国威宣揚」の道具としてスポーツ政策を利用した。これらは時代の変化と要求を反映していない。また、体育関連法律はそれぞれ存在し一貫性や統一性がみられなかった<sup>27)</sup>。

韓国における体育関連法律は、国民体育振興法、生活体育振興法、生活体育振興法施行令、学校体育振興法、スポーツ産業振興法、スポーツ産業振興法施行令、伝統武芸振興法、体育施設の設置・利用に関する法律、体育施設の設置・利用に関する法律施行令、e スポーツ振興に関する法律、国際競技大会支援法、障害者体育法、テコンドー振興およびテコンドー公園助成、シルム（柔道、韓国相撲）振興法、囲碁振興法など、15個の法律がある。キムサムギョン（김상겸）は、スポーツ基本法の課題について、「今後体育スポーツ関連法律の整備と補完の必要がある」と指摘している<sup>28)</sup>。

### 3.3. 韓国のスポーツ基本法の構成と主な内容

本稿は韓国のスポーツ基本法の考察の一環として韓国のスポーツ基本法の日本語訳を試みた。全文は表3のとおりである。韓国のスポーツ基本法は、第一条（目的）、第二条（基本理念）、第三条（定義）、第四条（国民の権利）、第五条（国家と地方自治体の責務）、第六条（他の法律との関係）、第七条（スポーツ政策の樹立・施行の基本原則）、第八条（スポーツ振興基本計画の樹立等）、第九条（国家スポーツ政策委員会）、第十条（専門スポーツに関する施策）、第十一条（生活スポーツに関する施策）、第十二条（障害者スポーツに関する施策）、第十三条（学校スポーツに関する施策）、第十四条（プロスポーツに関する施策）、第十五条（スポーツ産業に関する施策）、第十六条（スポーツクラブに関する施策）、第十七条（スポーツ施設に関する施策）、第十八条（スポーツ指導者の養成および選手などの引退後の支援など）、第十九条（スポーツ振興のための調査・研究）、第二十条（スポーツ振興のための調査・研究）、第二十一条（スポーツ安全管理に関する施策）、第二十二条（スポーツ環境保護）、第二十三条（スポーツ価値拡散の育成および支援）、第二十四条（スポーツ国際交流および協力）、第二十五条（スポーツの南北交流および協力）、第二十六条（スポーツ寄付文化の譲成）、第二十七条（スポーツの日とスポーツの週間）、附則（施行期日等）から構成されている。

表3 韓国のスポーツ基本法

第一条（目的）

この法はスポーツに関する国民の権利と国家および地方自治体の責任を定めたもので

ある。スポーツ政策の方向とその推進に必要な基本事項を定めることによってスポーツの価値と地位を高め、すべての国民が健康で幸せな生活を営むことを目的とする。ひいては国家社会の発展と社会統合を図る。

## 第二条（基本理念）

この法はすべての国民がスポーツおよび身体活動に自由かつ平等に参与し、健康で幸せな生活を営むことができるよう、また、スポーツの価値が教育、文化、環境、人権、福祉、政治、経済、余暇などの社会全般に広がるように国家と地方自治体がその役割を全うする。また、個人がスポーツ活動から差別を受けないようにすることやスポーツの多様性、自律性、そして民主性の原理がバランスよく実現できるようにすることを基本理念とする。

## 第三条（定義）

この法に用いられる用語の意味は以下のとおりである。

- 一. 「スポーツ」とは、健康な身体と健全な精神を育むことによって、生活の質を高める自発的に行う身体活動を基盤とする社会文化的形態をいう。また、「国民体育振興法」第二条一による体育も含まれる。
  - 二. 「専門スポーツ」とは、「国民体育振興法」第二条四による選手（以下、選手）が行うスポーツ活動をいう。
  - 三. 「生涯スポーツ」<sup>29)</sup>とは、健康と体力の増進のため行う自発的かつ日常的なスポーツ活動をいう。
  - 四. 「障害者スポーツ」とは、障害者が参与するスポーツ活動（生涯スポーツと専門スポーツが含まれる）をいう。
  - 五. 「学校スポーツ」とは学校（「幼稚教育法」第二条二による幼稚園、「初・中等教育法」第二条および「高等教育法」第二条による学校）で行われるスポーツ活動（学校課程外のスポーツ活動と「国民体育振興法」第二条第八号による運動競技部のスポーツ活動）をいう。
  - 六. 「スポーツ産業」とは、スポーツと関連した財貨とサービスをとおして付加価値を創出する産業をいう。
  - 七. 「スポーツクラブ」とは、会員の定期的な体育活動のために「スポーツクラブ法」第六条によって登録し地域社会の体育活動の振興を図るために運営する法人または団体をいう。
- ## 第四条（国民の権利）
- すべての国民はスポーツおよび身体活動に差別を受けることなく、自由にスポーツ活動に参与しスポーツを享受する権利（以下、スポーツ権）をもつ。
- ## 第五条（国家と地方自治体の責務）
- 一. 国家はスポーツ権を保障するためにスポーツに関する政策を策定・施行し、財源の拡充と効率的な運営のために努力しなければならない。

二. 国家は地方自治体のスポーツ関連計画・施策と資源を尊重し、地域間のスポーツ格差の解消をとおしてバランスの取れたスポーツの発展のために努力しなければならない。

三. 国家と地方自治体は経済的・社会的・地理的制約などで、スポーツを享受することができないスポーツ疎外階層のスポーツ享受の機会を拡大し、スポーツ活動を奨励するために必要な施策を講じなければならない。

四. 国家と地方自治体は児童、青少年、老人および障害者のスポーツ参与の機会が拡大するように努力しなければならない。

#### 第六条（他の法律との関係）

一. スポーツに関する他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法が定めることに従う。

二. スポーツに関する他の法律を制定したり、改訂を行ったりする場合は、この法の目的に従わなければならない。

#### 第七条（スポーツ政策の策定・施行の基本原則）

国家と地方自治体は、スポーツに関する政策を策定・施行する場合、次の事項を十分に考慮しなければならない。

一. スポーツ権を保障すること。

二. スポーツ活動を尊重し社会全般に広げること。

三. 国民と国家のスポーツスポーツ力量を高めることができる与件（環境）を整備し支援すること。

四. スポーツ活動への参与とスポーツ教育の機会を拡大すること。

五. スポーツの価値を尊重しスポーツの力動性を高めること。

六. スポーツ活動に関連する安全事故を防止すること。

七. スポーツの国際交流・協力を増進すること。

#### 第八条（スポーツ振興基本計画の策定等）

一. 文化体育観光部長官はスポーツ振興のために第九条による国家スポーツ政策委員会の審議を経て、5年ごとにスポーツ振興基本計画（以下、基本計画）を策定し、その施行に努めなければならない。

二. 基本計画には次の事項が含まれる。

1. スポーツ振興の目的と方向

2. スポーツ振興のためのスポーツ政策の基本方向

3. スポーツ振興のための法令・制度など、基盤整備に関する事項

4. スポーツ権の伸張に関する事項

5. スポーツ活動をとおした国民の生活の質の向上を目的とした施策に関する事項

6. 第十条から第十六条までの分野別のスポーツ施策

7. スポーツ施設の整備（拡充）助成と活用および安全に関する事項

8. スポーツ指導者の養成、選手などの引退後の支援とスポーツ教育の活性化に関する事項

9. スポーツ政策関連の調査・研究および開発に関する事項

10. スポーツ倫理と公正の確保に関する事項

11. スポーツ活動の安全を保障するための事故予防と処理に関する事項

12. スポーツ振興のための資源調達とその運用に関する事項

13. スポーツ遺産およびスポーツ文化の保存と活用に関する事項

14. その他、スポーツ振興のために必要な事項として大統領令で定めた事項

三. 文化体育観光部長官は基本計画を策定するとき、中央行政機関の長と事前に協議しなければならない。また、基本計画を策定したときには関係中央行政機関および地方自治体の長に知らせなければならない。

四. 関係中央行政機関および地方自治体の長は基本計画に従って毎年スポーツ振興を図る施行計画（以下、施行計画）を策定・施行しなければならない。

五. その他、基本計画および施行計画の策定・施行などに必要な事項は大統領令で定める。

第九条（国家スポーツ政策委員会）

一. 国民のスポーツ権の保障と重要施策の評価・点検、基本計画の策定、国際競技大会の開催と関連した重要政策の策定などに関する事項を審議・議決し、スポーツ関連政策の総括調・調整するために国務総理所属の国家スポーツ政策委員会（以下、政策委員会）を置く。

二. 国際競技大会は関連案件を検討したうえ、政策委員会で委任された事項を処理するため政策委員会傘下に国際競技大会支援実務委員会を置く。この場合、国際競技大会支援実務委員会の委員長は文化体育観光部次官が務める。

三. 第一項による政策委員会および第二項による国際競技大会支援実務委員会の構成および運営に関する事項は大統領令で定める。

第十条（専門スポーツに関する施策）

一. 国家と地方自治体は専門スポーツを育成するために選手の保護および権利保障、競技力向上など、必要な施策を策定・施行しなければならない。

二. 第一項による専門スポーツの育成などに必要な事項は別に法律を定める。

第十一条（生涯スポーツに関する施策）

一. 国家と地方自治体はスポーツをとおした国民の体力増進と健全な余暇善用のため生涯スポーツ振興に必要な施策を策定・施行しなければならない。

二. 国家と地方自治体は生涯スポーツ振興のために必要な場合、スポーツ指導者を配置したり、生涯スポーツプログラムを開発・普及しなければならない。

三. 第一項による生涯スポーツの対象と領域、第二項によるスポーツ指導者の資格、その他に必要な事項は別に法律で定める。

第十二条（障害者スポーツに関する施策）

一．国家と地方自治体は障害者スポーツの振興と発展のために必要な施策を策定・施行しなければならない。

二．一による障害者スポーツの振興および発展などに必要な事項は別に法律で定める。

第十三条（学校スポーツに関する施策）

一．国家と地方自治体は学生の体力増進および学校内のスポーツ活動の活性化などのために必要な施策を講じる必要がある。

二．第一項による学校スポーツ振興などに必要な事項は別に法律で定める。

第十四条（プロスポーツに関する施策）

一．国家と地方自治体は文化体育観光部長官が指定するプロスポーツ団体に登録された選手の行うスポーツ活動（以下、プロスポーツ）が国民経済の健全な発展に寄与し、また国民がプロスポーツの観戦をとおして健全な余暇善用になるようにプロスポーツの育成に必要な施策を策定・施行しなければならない。

二．第一項によるプロスポーツの育成に必要な事項は別に法律で定める。

第十五条（スポーツ産業に関する施策）

一．国家と地方自治体はスポーツ産業の振興と国際競争力の強化に必要な施策を策定・施行しなければならない。

二．第一項によるスポーツ産業の振興に必要な事項は別に法律で定める。

第十六条（スポーツクラブに関する施策）

一．国家と地方自治体は国民の余暇善用のためスポーツクラブ活動に必要な施設を設置・運営し、その必要な施策を策定・施行しなければならない。

二．第一項によるスポーツクラブの設置・運営および安全管理など必要な事項は別に法律で定める。

第十七条（スポーツ施設に関する施策）

一．国家と地方自治体は国民のスポーツ活動に必要な施設の適切な確保と利用に必要な施策を講じなければならない。

二．第一項によるスポーツ施設の設置・利用に必要な事項は別に法律で定める。

第十八条（スポーツ指導者の養成および選手などの引退後の支援など）

一．国家と地方自治体はスポーツ指導者の養成と選手・指導者などの引退後の進路支援のための基盤を築き、必要な施策を推進しなければならない。

二．国家と地方自治体はスポーツの価値を広げ、スポーツ振興のための教育を実施しなければならない。

第十九条（スポーツ振興のための調査・研究）

一．国家と地方自治体はスポーツ活動をとおして国民の生活の質の向上と地域間のスポーツ格差を解消するとともに国民のスポーツ権の拡大に必要な実態調査と関連調査および研究をしなければならない。

二. 国家と地方自治体はスポーツの価値を広げ、スポーツ振興のための教育を実施しなければならない。

第二十条（スポーツ倫理）

- 一. すべてのスポーツ活動はスポーツ精神に相応しい倫理性を確保しなければならない。
- 二. 国家と地方自治体はスポーツ競技およびスポーツを媒体とした各種事業において公正性が確保できる施策を策定・施行しなければならない。
- 三. 第一項と第二項による倫理性と公正性の確保に必要な事項は別に法律で定める。

第二十一条（スポーツ安全管理に関する施策）

- 一. 国家と地方自治体は安全なスポーツ活動とスポーツ施設利用のために必要な安全管理施策を策定・施行しなければならない。

- 二. 第一項による安全管理に必要な事項は別に法律で定める。

第二十二条（スポーツ環境保護）

スポーツ施設の設置・運営は自然環境と生活環境を考慮し、環境親和的に行わなければならない。

第二十三条（スポーツ価値拡散の育成および支援）

国家はスポーツ理念とスポーツ及び身体活動の社会的価値を広げるための活動を育成・支援することができるようしなければならない。

第二十四条（スポーツ国際交流および協力）

- 一. 国家はスポーツをとおした社会統合と国家イメージの向上のために国際競技大会およびスポーツ行事の誘致など、スポーツの国際交流や協力を推進しなければならない。
- 二. 第一項による国際競技大会の誘致および支援などに必要な事項は別に法律で定める。

第二十五条（スポーツの南北交流および協力）

- 一. 国家はスポーツをとおして南北間の交流・協力を活性化するためにスポーツ科学・技術・学術・情報・指導者の交流と競技大会の開催・参加などに必要な施策を講じなければならない。

- 二. 国家は一による施策の施行に必要な行政的・財政的支援方案を講じなければならない。

第二十六条（スポーツ寄付文化の譲成）

国家はスポーツ振興のために民間の財源譲成と寄付文化の活性化のための制度や与件を整備しなければならない。

第二十七条（スポーツの日とスポーツの週間）

- 一. 国民のスポーツに対する意識を高めスポーツを普及するために毎年10月15日を「スポーツの日」として定め、毎年4月の最後の週を「スポーツの週間」として定める。
- 二. スポーツの日とスポーツの週間の行事に必要な事項は大統領令で定める。

【付則】[第18380号、2021年8月10日]

第一条（施行日）

この法は公布後 6か月を経過した日から施行する。ただし、第三条第七項および第十六条は 2022 年 6 月 16 日から施行する。

**第二条（他の法律の改訂）**

- 一、国民体育振興法の一部を次のとおり改訂する。第七条を削除する。
- 二、国際競技大会支援法の一部を次のとおり改訂する。第八条を削除する。第二十一条第三項の中、「支援委員会」をスポーツ基本法により「国家スポーツ政策委員会」へと名称変更する。

[施行 2022 年 2 月 11 日] [法律第 18380 号、2021 年 8 月 10 日制定]

また、表 4 は日本のスポーツ基本法と韓国のスポーツ基本法の構成を比較したものである。

表 4　日本のスポーツ基本法と韓国のスポーツ基本法の構成

日本のスポーツ基本法	韓国のスポーツ基本法
<b>前文</b>	
<b>第一章：総則</b>	
第一条（目的）	第一条（目的）
第二条（基本概念）	第二条（基本理念）
第三条（国の責務）	第三条（定義）
第四条（地方公共団体の責務）	第四条（国民の権利）
第五条（スポーツ団体の努力）	第五条（国家と地方自治体の責務）
第六条（国民の参加及び支援の促進）	第六条（他の法律との関係）
第七条（関係者相互の連帯及び協働）	第七条（スポーツ政策の樹立・施行の基本原則）
第八条（スポーツ振興基本計画の樹立等）	第八条（スポーツ振興基本計画の樹立等）
<b>第二章：スポーツ基本計画</b>	
第九条（スポーツ基本計画）	第九条（国家スポーツ政策委員会）
第十条（地方スポーツ推進計画）	第十条（専門スポーツに関する施策）
<b>第三章：基本的施策</b>	
<b>第一節：スポーツ推進のための基礎的条件の整備等</b>	
第十二条（指導者等の養成等）	第十二条（生活スポーツに関する施策）
第十三条（学校施設の利用）	第十三条（障害者スポーツに関する施策）
第十四条（スポーツ事故の防止等）	第十四条（学校スポーツに関する施策）
第十五条（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）	第十五条（プロスポーツに関する施策）
	第十六条（スポーツクラブに関する施策）
	第十七条（スポーツ施設に関する施策）
	第十八条（スポーツ指導者の養成および選手などの引退後の支援等）

<p>第十六条（スポーツに関する科学的研究の推進等）</p> <p>第十七条（学校における体育の充実）</p> <p>第十八条（スポーツ産業の事業者との連携等）</p> <p>第十九条（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）</p> <p>第二十条</p> <p>第二節：多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備</p> <p>第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）</p> <p>第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）</p> <p>第二十三条（体育の日の行事）</p> <p>第二十四条（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）</p> <p>第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成等）</p> <p>第二十六条（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）</p> <p>第二十七条（国際競技大会の招致又は開催の支援等）</p> <p>第二十八条（企業、大学等によるスポーツへの支援）</p> <p>第二十九条（ドーピング防止活動の推進）</p> <p>第四章：スポーツの推進に係る体制の整備</p> <p>第三十条（スポーツ推進会議）</p> <p>第三十一条（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）</p> <p>第三十二条（スポーツ推進委員）</p> <p>第五章：国の補助等</p> <p>第三十三条（国の補助）</p> <p>第三十四条（地方公共団体の補助）</p> <p>第三十五条（審議会等への諮問等）</p> <p>【附則】：施行期日</p>	<p>第十九条（スポーツ振興のための調査・研究）</p> <p>第二十条（スポーツ倫理）</p> <p>第二十一条（スポーツ安全管理に関する施策）</p> <p>第二十二条（スポーツ環境保護）</p> <p>第二十三条（スポーツ価値拡散の育成及び支援）</p> <p>第二十四条（スポーツ国際交流及び協力）</p> <p>第二十五条（スポーツの南北交流及び協力）</p> <p>第二十六条（スポーツ寄付文化の譲成）</p> <p>第二十七条（スポーツの日とスポーツの週間）</p> <p>【附則】：施行期日等</p> <p>第一条（施行日）</p> <p>第二条（他の法律の改訂）</p>
---	--

表4を見ると、日本のスポーツ基本法は全五章、全三十五条、そして附則から構成されている。一方、韓国のスポーツ基本法は、全二十七条と附則から構成されている。日本のスポーツ基本法はスポーツ振興法を50年ぶりに全面改訂したものであるが、韓国のスポーツ基本法は国民体育振興法（日本のスポーツ振興法に相当）を全面改訂せず、新たに作ったものである。その理由は国民体育振興法に対する厳しい批判があったからである。国民体育振興法は1962年9月17日に制定・公布された以来、48回の改訂（全面改訂2回、一改訂34回、他法改訂12回）が行われ、「ぼろ法」という汚名を受けており、また法の体系や内容に一貫性がない、今日のスポーツ環境を反映していない、そしてスポーツ権が国民の基本権として規定されていないなどの厳しい指摘を受けていたからである<sup>30)</sup>。

韓国のスポーツ基本法は、第一条で「目的」、第二条では「基本理念」が規定されており、第四条では、韓国の法規史上はじめて「スポーツ権」を規定している。韓国スポーツ政策科学院首席研究員のソンムンジョンは、韓国のスポーツ基本法におけるスポーツ権の規定について、「韓国のスポーツが長年慣行的に行ってきた『エリート選手の育成を通じた国威宣揚』から『すべての国民のためのスポーツ』へとパラダイムシフトしたと、高く評価している<sup>31)</sup>。また、ソンムンジョンは韓国のスポーツ基本法の意義について次のように整理している<sup>32)</sup>。第一に、国家スポーツ政策の決定構造が変化した。すなわち、スポーツ政策と決定は文化体育観光部から国務総理を委員長とする「国家スポーツ政策委員会」に移行し、汎国家的次元でスポーツ政策が行われるようになった。第二に、スポーツの価値実現が国家のスポーツ政策の基本理念であり、核心価値となった。第三に、今後スポーツ活動と参加において差別と非民主的態度がなくなることが期待できる。第四に、すべてのスポーツ活動にスポーツ精神に基づいた倫理性が確保されたと、評価している。このように、韓国のスポーツ基本法は韓国のスポーツを先進化していくなかで大きな意味をもつものであることには疑いがない。しかし、今後韓国のスポーツ基本法がそれぞれの体育関連法を統括することができるのか、また、特定政権に左右されずスポーツ基本法の本質を貫くことができるのかが課題である。

#### 4. まとめ

本稿の目的は、韓国のスポーツ基本法を日本のスポーツ基本法と比較しながら考察することであった。研究の手順としては、まず、2011年に公布された日本のスポーツ基本法を概略した。ここでは日本のスポーツ基本法制定過程とその特徴、さらに日本のスポーツ基本法の構成及び主な内容を韓国のスポーツ基本法と比較するための若干の考察を行った。次に、2021年に制定された韓国のスポーツ基本法を考察した。ここでは韓国のスポーツ基本法の日本語訳を試みたあと、韓国のスポーツ政策の特徴を概略するとともに韓国のスポーツ基本法の構成及び内容を検討した。韓国のスポーツ基本法を中心に考察の結論と今後

の課題をまとめると以下のとおりである。

1. 韓国におけるスポーツ基本法は1999年12月韓国スポーツ法学会がスポーツ法体系の整備を主張しながらスポーツ基本法の必要性を主張したのが嚆矢であった。
2. 日本のスポーツ基本法は韓国の研究者らによって研究され、韓国のスポーツ基本法の制定に影響を与えていた。
3. 韓国のスポーツ基本法（法律第18380号）は、2021年8月10日に二つのスポーツ基本法案、すなわち国民の力党所属の李鏞議員が代表発議したスポーツ基本法案と共に民主党所属の朴釘議員が代表発議したスポーツ基本法案を統合・調整したものであった。韓国のスポーツ基本法は2021年8月10日に制定され、2022年2月11日から施行されていた。
4. 韓国のスポーツ基本法ではスポーツ権が国民の基本権として規定されていた。これは従来の韓国におけるスポーツ関連法では見られなかったものであり、韓国のスポーツ法の先進化がうかがえた。
5. 韓国のスポーツ基本法は、勝利至上主義やエリート体育を止揚し、すべての国民がスポーツを享受するスポーツを志向していた。
6. これまでの韓国のスポーツ政策は特定政権を維持・広報する手段として用いられてきた側面があり、韓国のスポーツ基本法を実現するためには、国家及び地方自治団体をはじめ、スポーツに従事するすべての人々の改革意志が求められる。

本稿は韓国のスポーツ基本法の成り立ち、全文の日本語訳、そして韓国のスポーツ基本法の構成と主な内容を概略することにとどまった。今後は日本のスポーツ基本法と韓国のスポーツ基本法の内容を比較分析し、日韓のスポーツ基本法の類似点と相違点を明らかにしたい。

#### 注および引用文献

- 1) Shon, Seok-Jeong (2014) Comparative Study of Sports Basic Law. *The Journal of Sports and Entertainment Law*, Vol. 17 (3), p. 11.
- 2) 斎藤健司の「スポーツと法体系」によれば、スポーツ関連法のうち、ある特定の時代のある特定の社会において現実に効力をもつ法のことを「スポーツ実定法」という。さらに、スポーツ実定法のうち、一國家がその組織と国民の社会秩序を維持するために正統的構成をもって定立し実施する法のことを「スポーツ国家法」という。スポーツ基本法は、スポーツを規制することのみを目的として特別に定められた「スポーツ特別法」である。くわしくは、中村敏雄・高橋健夫・寒川恒夫・友添秀則編集. 21世紀スポーツ大事典. 大修館書店, 2015年, p. 84 参照。
- 3) 文部科学省資料「韓国」を参照されたい。

- [https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/sports/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352\\_017.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_017.pdf) (2922年9月25日最終閲覧)
- 4) 文部科学省. スポーツ基本法—スポーツの力で、日本を元気に. 文部科学省.
  - 5) 斎藤健司 (2012) スポーツ基本法の制定と今後の課題. 日本スポーツ法学会年報, 第19号, pp. 6~7.
  - 6) 同上書, p. 7.
  - 7) 前掲書、Shon, Seok-Jeong (2014), pp. 18-19.
  - 8) より詳しい内容は後藤雅貴 (2011) スポーツ基本法の制定. 立法と調査, No. 320 (参議院事務局企画調整室編集・発行) を参照されたい。
  - 9) 笠原一也 (2012) スポーツ基本法とオリンピック そして体育について考える. 大学体育, p. 25.
  - 10) CAS とは、スポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport) の略字である。国際オリンピック委員会によって 1984 年設立され、スポーツで起きたトラブルを、裁判所ではなく、スポーツ界の枠内で解決をめざすことを目的とした一審制の仲裁機関である。<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B9%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%84%E4%BB%B2%E8%A3%81%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80> (2022年9月19日最終閲覧)
  - 11) 世界アンチ・ドーピング機構 (WADA)
  - 12) 前掲書、中村敏雄・高橋健夫・寒川恒夫・友添秀則編集, p. 86.
  - 13) 高橋豪仁・菊幸一 (2013) スポーツ政策の公共性に関する研究—韓国と中国のスポーツ政策に言及して—. 奈良教育大学紀要, 第62巻(1号), p. 131.
  - 14) 同上書, p. 127.
  - 15) Keeyoung, Yeun (2008) Structure for the Enactment of Fundamental Law of Sport in Korea. Sports and Law, Vol. 11 (4), p. 115.
  - 16) 同上書, p. 115.
  - 17) 前掲書、Shon, Seok-Jeong (2014), p. 29.
  - 18) 国会文化体育観光委員会. スポーツ基本法案に対する公聴会資料集. 国会文化体育観光委員会, 2021年, p. 9. (韓国語)
  - 19) 同上書, p. 9.
  - 20) 前掲書、Keeyoung, Yeun (2008), pp. 114-139.
  - 21) Chae, Woo-suk (2016) A Study on Sports Fundamental Act and Sports Policies in Japan. The Journal of Sports and Entertainment Law, pp. 117-130.
  - 22) 前掲書、国会文化体育観光委員会, p. 9.
  - 23) 同上書, p. 9.
  - 24) 同上書, p. 9.
  - 25) 同上書, p. 9.
  - 26) 同上書, p. 7-33.

- 27) 同上書、p. 21
- 28) 同上書、p. 18.
- 29) 韓国では、「生活スポーツ（생활스포츠）」という用語を用いるが、本稿では、日本の「生涯スポーツ」とその内容がほぼ同じであるため「生涯スポーツ」と日本語訳した。
- 30) 前掲書、国会文化体育観光委員会、p. 23.
- 31) ソンムンジョン. スポーツ基本法とスポーツパラダイムチェンジ. 大韓民国政策ブリーフィング. <https://www.korea.kr/news/contributePolicyView.do?newsId=148893912>. (2022年9月19日最終閲覧)
- 32) 同上書.

